

市有財産（土地）一般競争入札実施要領

1 一般競争入札物件及び価格

物件 番号	所在地	種別	地目・構造等	地積等	最低入札価格
1	北上市和賀町横川目 33地割 1 番13	土地	学校用地	12,908.08㎡	48,177,316円
	北上市和賀町横川目 33地割148番 3	土地	学校用地	1,467.19㎡	
	北上市和賀町横川目 33地割149番 2	土地	学校用地	135.97㎡	

本物件の土地については、議会の議決が必要なため落札者決定後に仮契約を締結し、議決後に本契約締結となります。詳細は「10 売買契約等」をご確認ください。

2 売払い方法

一般競争入札により売払います。

3 売払い条件等

本要領、物件調書等によります。

4 土地利用条件、契約上の特約等

(1) 禁止用途

本物件は次の用途に供してはなりません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業の事務所の用途
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けている団体の事務所の用途

(2) 実地調査

契約の履行について確認するために、市が必要であると認めるときは、実地調査に協力しなければなりません。

(3) 違約金等

買受人が契約に違反し、市がこの契約を解除した時は、売買代金の100分の20を違約金として本市に支払わなければなりません。

(4) 原状回復

- ① 買受人は、市が契約の解除を行ったときは、直ちに本物件を契約時の状態に回復して返還しなければなりません。ただし、売払人が本物件を契約時の状態に回復する必要がない、又は適当でないと認めたときは、買受人は、本物件を現状のまま売払人に返還することができます。この場合本物件に残置した物件等の所有権は全て市に帰属します。
- ② 買受人は、本物件を返還した場合、本物件が滅失又は毀損しているときは、その損害の賠償として、減損額に相当する金額を市に支払わなければなりません。

(5) 返還金

- ① 契約の解除が発生したときは、買受人が原状回復義務を完全に履行した後、買受人が支払った売買代金を返還します。ただし、当該返還金には利息を付しません。
- ② 市は、契約の解除を行ったときは、買受人が負担した契約に係る費用、違約金、買受人が本物件に支出した必要費用その他一切の費用は返還しません。

5 入札の参加資格

個人・法人を問わず参加できますが、次のいずれかの事項に該当する方は入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (3) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第1号に定める暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員並びにこれらのものから委託を受けた者
- (4) 納期到来済の北上市税に滞納がある者

6 入札参加の申込

- (1) 申込期間 令和7年7月18日（金）から令和7年8月18日（月）まで
- (2) 受付時間 上記期間のうち平日の午前9時から午後5時まで
- (3) 受付場所 北上市役所本庁舎4階 北上市財務部資産経営課
- (4) 提出書類 ア 入札参加申込書
イ 代表者選任・共有者届（共有名義とする場合）

(5) 留意事項

申込者が、暴力団、その他反社会的団体及びこれらの構成員と密接な関係を有している者に該当するか否かに関し、岩手県警察本部に照会することがありますので、ご了承ください。

7 入札会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 7 年 9 月 3 日（水）午前10時（受付は午前 9 時30分から）
- (2) 場 所 北上市役所本庁舎 5 階 第 3 会議室

8 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札保証金として最低入札価格の100分の5以上の金額を入札会前の令和 7 年 8 月 27 日（水）（前日が金融機関の休業日の場合は直近の営業日）までに北上市が発行する納入通知書により納付してください。また、代表者選任・共有者届の提出がある場合、納入通知書は、代表者宛に発行します。
- (2) 落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後に入札保証金返還請求書に記載された口座に返還します。なお、その場合は利子を付しません。（返還期日は振込手続の都合上、入札終了後 4 週間程度の期間を要します。）
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当します。
- (4) 落札者が、土地売買契約を締結しない場合には、入札保証金は北上市に帰属するものとします。

9 入札方法等

- (1) 入札参加者は、以下の書類を持参してください。
 - ア 入札参加受付票（入札参加の申込時に発行した入札参加申込書の写し）
 - イ 入札保証金の領収証書
 - ウ 入札書（入札参加の申込時に発行します。）
- (2) 代理人が入札に参加しようとする場合は、委任状を提出してください。
- (3) 申込者が複数の個人の場合は、上記の書類に加え代表者選任・共有者届を提出してください。
- (4) 入札方法
 - ア 入札参加者は、必要事項の記入及び記名押印をした入札書を、所定の入札箱に投入してください。

なお、入札書には消費税額及び地方消費税額を含めない金額を記載してください。
 - イ 入札者は、入札箱に投入された入札書を、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。
 - ウ 開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。
- (5) 落札者の決定
 - ア 落札は、市が定めた最低入札価格以上の入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。
 - イ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上のときは、くじによって落札者を決定します。
- (6) 次の事項の一つに該当する場合、これを無効とします。
 - ア 不正な行為があった者の入札

- イ 入札保証金未納、又は、入札保証金の額を不足して納入した者の入札
- ウ 入札参加資格のない者の入札
- エ その他、入札条件に違反した者の入札

10 売買契約等

- (1) 本物件の土地については、令和7年9月12日（金）までに土地売買仮契約書により仮契約を締結しなければなりません。

ただし、土地の売却は、北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成3年北上市条例第40号）第3条の規定により北上市議会の議決に付し、可決を得る必要があるため、可決を得られないときはこの仮契約は解除するものとします。その際、本市は一切責任を負いません。

- (2) 土地売買契約の締結は、土地売買契約の通知後に北上市財務部資産経営課において行う予定です。
- (3) 落札者は、契約保証金として売買代金の100分の5以上の金額を契約締結日前日までに北上市が発行する納入通知書により納付してください。入札保証金との差額分を記載した納入通知書を事前に送付します。共有名義とする場合、納入通知書は、代表者宛に発行します。
- (4) 売買代金は、契約書に記載された納期までに北上市が発行する納入通知書により納付してください。
- (5) 契約保証金は、申出により売買代金に充当することができます。ただし、共有名義とする場合、代表者の売買代金にのみ充当します。
- (6) 売買代金が納期限までに納付されない場合で、かつ、市が納付することができないと認めたときは、契約を解除し、契約保証金は、北上市に帰属するものとします。
- (7) 売買物件の引渡しは、売買代金の納入と同時に行うこととします。
- (8) 所有権移転登記は、売買代金が完納された後に北上市が行います。なお、所有権移転登記に要する費用は、落札者の負担となります。

11 落札者の譲渡制限

落札者は、北上市が所有権移転登記を行う前に、売買物件に係る権利義務を第三者に譲渡又は貸付することはできません。

12 契約不適合責任

落札者は、本要領等関係書類の記載内容について実地に符合しないことがあった場合のほか、契約締結後、引き渡された物件について、土壌汚染、軟弱地盤、地中埋設物又は心理的瑕疵の存在その他契約の内容に適合しないものがあっても、これを理由として目的物の修補等の追完請求、売買代金の減免、契約の解除及び損害賠償請求の全部又は一部をすることはできません。

13 入札の中止

入札の参加者が２者に満たない場合は入札を中止します。

14 その他

申込みしようとする方は、事前に現地を十分確認し、本要領等の内容を承知の上、お申込みください。

15 お問い合わせ先

北上市芳町１番１号 北上市財務部資産経営課管財係 0197-72-8250